

平成14年第2回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 6月14日～6月28日：15日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6月14日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 農業委員会委員の推薦 3. 同意第1号～第2号 4. 承認第1号～第6号 5. 議案第34号～第37号 〔 議案上程・提案理由説明 〕 〔 質疑・討論・採決 〕
6月15日	土	休 会		
6月16日	日	休 会		
6月17日	月	開 議 午前10時		1. 一般質問
6月18日	火	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第34号～第37号 3. 請願第1号～第2号 〔 議案上程・提案理由説明・趣旨説明 〕 〔 質疑・討論・採決又は委員会付託 〕
6月19日	水	休 会	委 員 会	
6月20日	木	休 会	委 員 会	
6月21日	金	休 会	委 員 会	
6月22日	土	休 会		
6月23日	日	休 会		
6月24日	月	休 会	委 員 会	
6月25日	火	休 会		
6月26日	水	休 会		
6月27日	木	休 会		
6月28日	金	開 議 午前10時		1. 議案第34号 2. 請願第1号 3. 意見書案第11号～第13号 4. 追加議案 〔 委員長報告・質疑・討論・採決 〕 〔 議案上程・提案理由説明 〕

諸 般 の 報 告

第 2 回中間市議会定例会
平成 1 4 年 6 月 1 4 日

(報告書の受領)

- 1 . 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から 3 月 1 1 日、 2 6 日、 4 月 1 2 日、 5 月 2 日、 8 日、 3 1 日 付でそれぞれ受領した。

記

- | | | | |
|-----------------|--------|------|-------------|
| (1) 平成 1 3 年度 | 1 月分 ~ | 3 月分 | 一般会計及び特別会計等 |
| (2) 平成 1 3 年度 | 1 月分 ~ | 3 月分 | 病院事業会計 |
| (3) 平成 1 3 年度 | 2 月分 ~ | 3 月分 | 水道事業会計 |

- 2 . 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から 4 月 1 2 日、 2 6 日、 5 月 2 3 日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 生涯学習課
平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 14 年 2 月まで (H14 . 4 . 1 ~ 4 . 12)
- (2) 税務課
平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 14 年 2 月まで (H14 . 4 . 1 ~ 4 . 12)
- (3) 小学校 6 校
財務事務及び学校の教育財産の管理 (H14 . 5 . 9 ~ 5 . 16)

- 3 . 地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により、次の継続費繰越計算書を市長より 6 月 4 日付受領した。

記

- (1) 平成 1 3 年度中間市水道事業会計継続費繰越計算書
- ・ 事業名 唐戸浄水場施設改良工事
 - ・ 事業名 遠賀橋架替工事に伴う導配水管布設替工事

- 4 . 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次の繰越明許費繰越計算書を市長より 6 月 4 日付受領

記

- (1) ・平成 1 3 年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書
- ・平成 1 3 年度中間市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(意見書の提出)

平成 1 4 年 3 月 2 9 日の本会議で可決された下記の意見書を、関係機関に対し、4 月 3 日付で送付した。

記

- (1) 児童扶養手当など母子福祉施策の充実を求める意見書
- (2) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書
- (3) 小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書
- (4) 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書

.....
平成14年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成14年6月14日(金曜日)

.....
議事日程(第1号)

平成14年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 中間市農業委員会委員の推薦
日程第3 同意第1号 公平委員会の委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第4 同意第2号 監査委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第5 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第6 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第7 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第8 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第9 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第10 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第5～第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第11 第34号議案 中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部
を改正する条例
日程第12 第35号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例
日程第13 第36号議案 中間市体育文化センター使用条例の一部を改正する
条例
(日程第11～第13 提案理由説明)
日程第14 第37号議案 字及び町の区域並びに名称の変更について
(日程第14 提案理由説明)
日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	岩崎	三次君	2番	中家多	恵子君
3番	井上	久雄君	4番	植本	種實君
5番	山本	慎悟君	6番	野村	重利君
7番	山本	貴雅君	8番	宮下	寛君
9番	青木	孝子君	10番	久好	勝利君

午前10時00分開会

議長（岩崎 三次君）

本日は、市勢要覧に掲載するため、会議中に写真撮影を行いますので、ご了承をお願いいたします。

ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しております。これより平成14年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1 会期の決定

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から6月28日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

.....

日程第2 中間市農業委員会委員の推薦

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、中間市農業委員会委員の推薦を行います。

今回推薦を求められております委員は2名であります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名推薦することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

中間市農業委員会委員に、宮下寛君及び岩崎悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました両君を中間市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を推薦することに決しました。

.....
日程第 3 . 同意第 1 号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 3、同意第 1 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。同意案第 1 号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります日高英男氏の任期が、本年 6 月 21 日で満了いたします。

つきましては、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政にすぐれた識見を有しておられます日高英男氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第 9 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第 1 号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより同意第 1 号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（岩崎 三次君）

ただいまの出席議員は 21 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（岩崎 三次君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（岩崎 三次君）
異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。
点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

2番	中家多恵子議員	3番	井上久雄議員
4番	植本種實議員	5番	山本慎悟議員
6番	野村重利議員	7番	山本貴雅議員
8番	宮下寛議員	9番	青木孝子議員
10番	久好勝利議員	11番	佐々木正義議員
12番	堀田英雄議員	13番	福田一則議員
14番	山之内智議員	15番	香川実議員
16番	古野嘉久議員	17番	岩崎悟議員
19番	上村武郎議員	21番	片岡誠二議員
22番	米満一彦議員	23番	穴井光午郎議員
24番	杉原茂雄議員		

.....

議長（岩崎 三次君）
投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（岩崎 三次君）
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上久雄君及び穴井光午郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（岩崎 三次君）
投票の結果を報告いたします。
投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、

賛成 19 票、反対 2 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第 1 号については、これを同意することに決しました。

.....

日程第 4 . 同意第 2 号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 4、同意第 2 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

同意案第 2 号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の監査委員であります岡部嘉明氏の任期が、本年 6 月 21 日で満了いたします。

つきましては、後任といたしまして、中間市の財務管理、経営管理、その他行政運営にすぐれた識見を有しておられます香川剛夫氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第 2 号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより同意第 2 号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（岩崎 三次君）

ただいまの出席議員は 21 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（岩崎 三次君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(岩崎 三次君)
異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2番	中家多恵子議員	3番	井上久雄議員
4番	植本種實議員	5番	山本慎悟議員
6番	野村重利議員	7番	山本貴雅議員
8番	宮下寛議員	9番	青木孝子議員
10番	久好勝利議員	11番	佐々木正義議員
12番	堀田英雄議員	13番	福田一則議員
14番	山之内智議員	15番	香川実議員
16番	古野嘉久議員	17番	岩崎悟議員
19番	上村武郎議員	21番	片岡誠二議員
22番	米満一彦議員	23番	穴井光午郎議員
24番	杉原茂雄議員		

.....

議長(岩崎 三次君)
投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(岩崎 三次君)
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(岩崎 三次君)
投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 19 票、反対 2 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第 2 号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前10時24分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 5 . 承認第 1 号

日程第 6 . 承認第 2 号

日程第 7 . 承認第 3 号

日程第 8 . 承認第 4 号

日程第 9 . 承認第 5 号

日程第 10 . 承認第 6 号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 5、承認第 1 号から日程第 10、承認第 6 号までの専決処分 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

承認第 1 号から承認第 6 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、承認第 1 号、承認第 2 号についてでございますが、承認第 1 号平成 13 年度中間市一般会計補正予算（第 7 号）及び承認第 2 号平成 13 年度中間市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、関連があり、一括して専決処分といたしましたので、ご報告いたします。

今回の補正は、平成 13 年 12 月から平成 14 年 2 月末日にかけての老人保健特別会計の歳出予算として計上いたしておりました医療費給付に要する経費が、見込みを上回り 2 億 3 9 1 万円の不足を生じたことから、地方自治法第 179 条の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

このことに伴います老人保健特別会計の歳入は、支払い基金交付金 1 億 4,273 万円、国庫負担金 4,078 万円、県負担金 1,020 万円、さらに、一般会計からの繰入金 1,020 万円の総計 2 億 3 9 1 万円を歳入予算として計上いたしております。

平成 13 年度老人保健特別会計の歳入歳出予算それぞれに 2 億 3 9 1 万円を追加し、予算総額は 6 2 億 7,537 万円となっております。

また、一般会計の補正予算も、老人保健特別会計への繰出金 1,020 万円を歳出予算として計上し、歳入におきましては、地方交付税を同額予算計上いたしております。よって、平成 13 年度一般会計の歳入歳出予算それぞれに 1,020 万円を追加し、予算総額を 1 8 0 億 3,300 万円となっております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、承認第3号平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の専決処分についてご報告をいたします。

平成13年度の間中市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は41億2,890万円で、歳出総額は41億9,590万円となりまして、差し引き単年度収支といたしましては6,690万円の収入不足となりました。

さらに、平成13年度の繰り上げ充用金であります1億2,879万円を加えた平成13年度の総決算といたしましては1億9,569万円の不足額となっております。

このことにより平成14年度補正予算として、歳出では、8款の前年度繰り上げ充用金で、歳入につきましては、10款の諸収入で1億9,569万円を計上し、予算の総額、歳入歳出それぞれ43億6,985万円とするものであります。

昨年度に引き続き赤字決算となりましたが、今後、税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化など、市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、承認第4号平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてご報告いたします。

平成13年度の間中市住宅新築資金等特別会計の決算額を調整いたしましたところ、予定していた償還金の納入が遅延したため歳入に不足が生じたもので、これを補てんをするため、5月31日に専決処分したものであります。

補正予算のうち、歳出につきましては前年度繰り上げ充用金に、歳入につきましては諸収入にそれぞれ5億570万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,450万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、承認第5号、承認第6号についてでございますが、承認第5号及び承認第6号は関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年3月31日に地方税法の一部が改正されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が4月1日となっておりますことから、3月31日付で専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容をご説明いたしますと、市税条例についてでございますが、個人市民税の非課税限度額について、控除対象配偶者等を有する場合の加算額を、所得割については「32万円」から「36万円」に、均等割については「17万1,000円」から「21万6,000円」に引き上げるものであります。

実施時期につきましては、本年4月1日といたしております。

また、平成16年度まで適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超

える場合の最高税率6%を廃止し、当該部分の税率を5.5%にすることといたしております。

次に、平成15年1月からの申告分離課税の一本化に当たり、一般の個人投資家の申告事務の負担に配慮するため、納税義務者が1月1日現在において証券会社に一定の特定口座を有する場合には、株式譲渡益にかかわる個人住民税の申告を不要とする特例が創設されたもので、実施時期につきましては、平成16年度といたしております。

固定資産税につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備を行うものであります。

また、都市計画税条例につきましても、固定資産税と同様、条文の整備を行うものであります。

なお、市税条例のうち、固定資産税関係及び都市計画税条例は、本年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

大変申しわけありません。数字の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

承認3号、提案理由の最終ページでございますが、最終ページの1行目、「1億9,560万円」と申し上げましたけれども、正しくは「1億9,569万円」でございます。おわびをいたします。訂正をお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

承認第5号、承認第6号に関してなんですけども、提案理由の説明の中で、5号については大分言われてありましたが、承認第6号の方の字句の変更について、もう少し説明していただきたいというのが1点。

それと、第5号と第6号の改正によって、中間市の市税、収入ですかね、税の収入、これがどう影響が出てくるのかというところの説明をお願いします。

議長（岩崎 三次君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

都市計画税条例も条文の整備でございますが、これは非課税規定が地方税法の中で約56項目、いろいろなものがございまして、その中で、条文がズれるものに対して訂正を、整備を行うものでございまして。条項のズレでございます。（「はい」の声あり）

それから、先ほどの税制、市税への影響でございますが、現在、課税状況調べの作成中ございまして、詳しい試算まではまだ行っておりません。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（８番 宮下 寛君）

第６号ですね、条文のずれがあるというのは、これ見たらわかるんですね。例えば、１８項、第１９項、２１項、４２項、これを１７項からずっと「に改める」と、こういうふうになっておるんですが、見るところ、「附則第４項中」とありますよね、この附則４項中の中に１８、１９、２１、４０、４２項についての規定がされておるわけですけど、これが１７項から１項にかわるといふのわかるんですが、この中に触れられてない項目がありますよね。例えば、１８、１９、２１、４０、４２項から１７にかわったということによって、例えば、私が、当初１８項、１９、２１、４０、４２以外に、１７項、１８、２０にかわったわけですが、例えば、かえた中に４２項とか４３項とか、それ以後の分について触れられ……、何ら、変わった分がどういうふうになったのかというのがよくわからんのですよ。ちょっと質問の意味わかりますかね。

議長（岩崎 三次君）

答弁できますか。中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

改正された、新たに追加されたものがございまして、政府の補助を受けて取得した地方卸売市場の用に供する課税標準の特例措置の廃止とか、あるいは高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく課税標準の特例措置の追加とか、そういったものがございまして、こうずれが生じるわけでございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分６件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

承認第４号住宅新築資金等特別会計補正予算（第１号）について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

この事業会計につきましては、収納に対する努力、あるいは前年度繰り上げ充用という形で会計処理をせざるを得ないという、これらのことについては理解できますが、何しろ今回も補正額としては５億５７０万円、これが前年度繰り上げ充用という形で赤字を処理している。このことについては、今までといいますか、従来も言ってきたことですが、貸し出しの際に、条例に違反した乱

脈な貸し出しを行ってきたということで、これを認めることはできませんので、反対するものです。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長 (岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、承認第 5 号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第 6 号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第 6 号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長 (岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、承認第 6 号は原案のとおり承認されました。

.....

日程第 1 1 . 第 3 4 号議案

日程第 1 2 . 第 3 5 号議案

日程第 1 3 . 第 3 6 号議案

議長 (岩崎 三次君)

次に、日程第 1 1、第 3 4 号議案から日程第 1 3、第 3 6 号議案までの条例改正 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 (大島 忠義君)

第 3 4 号議案から第 3 6 号議案までについて、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、第 3 4 号議案中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

IT 革命により、電算機等の利用に対する考え方が条例制定時から大幅に変化をしております。公文書の電子化を初め、電子メール、掲示板機能等による情報の共有化が現実的に稼働してきており、今後さらに、個人、法人の認証印の電子化や各種申請書の電子化など、インターネットを利用した申請や手続、処理体制の整備に向けた計画が進められております。

このことから、外部へのデータ提供は、法令または条例に定めがあるものに限定しておりますが、事務の効率化を図るため、一定の条件を満たすものについては、パソコン利用による提供を認めることとし、条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第 3 5 号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたび、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を増額するための改正でありまして、本年 4 月 1 日にさかのぼって適用するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

続きまして、第36号議案中間体育文化センター使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

体育文化センターは、産炭地労働者福祉施設として、中間市と雇用促進事業団が昭和53年9月に設置した施設でありまして、今日まで、本市のスポーツ振興施設の中核施設として、多くの市民の方に利用していただいているものであります。

この体育文化センターは、市が100分の78、雇用促進事業団が100分の22を持ち分とする共有財産でありましたが、炭鉱離職者等援護業務特別会計の廃止に伴いまして、このたび、雇用促進事業団よりその権利・義務を継承した雇用・能力開発機構から市が有償譲渡を受け、本年3月22日に所有権移転登記が完了いたしました。このことにより、当センターの所有権が完全に中間市に移転いたしましたことから、当センターの名称を「中間市体育文化センター」と改正するものであります。

なお、譲渡金額は10万5,000円であります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第14 第37号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第14、第37号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第37号議案字及び町の区域並びに名称の変更について、提案理由を申し上げます。

このたび、第12次住居表示整備事業を実施いたします地域は、通称名で申しますと、扇ヶ浦2区、宮林の全部及び中尾1区、徳若、上蓮花寺の一部でございます。実施戸数は約550世帯となっております。

この住居表示を実施いたしますと、従来から表示しております字及び町の区域と名称が変更されることとなります。

この概要を説明いたしますと、大字中間の一部の区域及び新町、上蓮花寺の全部の区域の名称を、東中間一丁目、東中間二丁目、東中間三丁目、上蓮花寺一丁目、上蓮花寺二丁目、上蓮花寺三丁目、上蓮花寺四丁目に変更するものであります。

これに伴いまして、住民票、印鑑証明、戸籍簿及び土地、建物の登記簿表題部の所在等が変更されることとなります。

この住居表示の実施日は、平成14年10月28日を予定をしており、実施いたしますと、当初の計画区域の住居表示がほぼ100%完了することになります。

ます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第37号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第15. 会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本慎悟君及び片岡誠二君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 山 本 慎 悟

議 員 片 岡 誠 二